

6-1 教員の養成に係る教員養成支援センターの取組

(1) 教員養成支援センター運営委員会（規定の抜粋）

(目的)

センターは、県内外の教育機関及び地域社会と連携して、名桜大学で教員を目指す学生に、教員としての自覚と使命感を育てるとともに、幅広い教養と専門的知を高め、多様化する児童生徒に対応し得る教員の育成を支援する。

(業務)

センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成支援センターの運営及び各機関との連携に関すること。
- (2) 教職課程委員会と学科との協働体制のもとに、教員免許に関わる教職に関する科目及び教科科目の整備、充実に関すること。
- (3) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
- (4) 教員を目指す学生への相談活動及び指導助言に関すること。
- (5) 教育実習の支援に関すること。
- (6) 教員採用試験対策の実施に関すること。
- (7) 教員としての専門性を深める各種資格試験の支援に関すること。
- (8) 教員養成に関する情報収集と活用に関すること。
- (9) その他目的達成に必要と認められる活動に関すること。

(組織)

センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な職員

(運営委員会)

センターの円滑な運営を図るため、センターに名桜大学教員養成支援センター運営委員会を置く。

(運営委員会組織)

運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) 教職課程委員長
- (3) 国際学部において選出された教員 3人
- (4) 人間健康学部において選出された教員 3人
- (5) センターの協力教員 1人
- (6) その他センター長が特に必要と認めた者

(審議事項)

運営委員会は、センターに関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 教員養成に関わる相互評価に関すること。
- (5) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

(2) 教員養成支援センターの主な活動

(クリックで教員養成支援センターホームページへリンクします)